

令和6年度 教育支援に関する手続き等

米子市（組合）教育委員会事務局学校教育課

1 教育支援委員会の審議について

(1) 審議対象者

- ・令和7年度に特別支援学級または特別支援学校へ入級・就学を希望する新学齢児、児童生徒
- ・現在、特別支援学級に在籍している小学6年生(原則全員)
- ・再度の審議を必要とする児童生徒（退級希望等）

(2) 教育支援委員会審議に必要な書類等

① 教育支援委員会の審議希望者報告書

② 教育支援委員会までに必要な資料

「個人調査書」「観察票」「診断書」「保護者との話し合い経過報告・校内支援委員会報告書」「保護者の就学意見書」

- ・資料様式は所定のものを必ず使用（記入例をもとに作成）すること。
- ・障がいの種類等の表記は、就学事務の手引き（令和4年3月改訂鳥取県教育委員会）を参考に記載すること。

③ 教育支援委員会後に提出する書類

「就学希望書」「保護者との話し合い結果報告書」「校内教育支援委員会の審議記録」

- ・校内教育支援委員会の審議記録は、形式を問わない。（A4版 1枚程度）

2 手続きの流れ

(1) 「審議希望者報告書」の提出・・・①

- ↓
- ・校内教育支援委員会での協議、保護者との話し合い等を十分行っただうえで提出すること。
- ↓
- ・特別支援学校、中学校特別支援学級を希望する場合は米子市教育支援委員会開催日までに体験入学を必ず実施し、保護者、本人の意思確認をしておくこと。

(2) 米子市教育支援委員会審議資料の提出

- ↓
- ・「個人調査書」等・・・②
- ↓

(3) 米子市教育支援委員会の開催

- ↓
- ・該当学校職員による児童・生徒についての説明（短時間）
 - ・医師、福祉・教育関係者等の委員による審議
- ↓
- ・学校長、保護者（新学齢児、6年生）へ審議結果報告

(4) 審議結果報告後の書類の提出

- ↓
- ・「就学希望書」等・・・③
- ↓
- 入級通知

(5) 米子市（組合）教育委員会 → 学校長・保護者

- ↓
- ・特別支援学校を希望
- ↓

(6) 特別支援学校を希望する場合

- ・鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会で審議（手続きは市教委が行う）
- ・結果は後日、県教委より学校長、保護者へ通知

3 米子市教育支援委員会開催予定

- 第1回 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） 4階 研修室1
- ・ 審議希望者報告 7月11日（木）
 - ・ 審議資料提出 7月25日（木）
- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 米子市教育支援委員会 | 10:00～16:50 | 8月22日（木） |
|------------|-------------|----------|
- ・ 就学希望書等の提出 9月12日（木）
- 第2回 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） 4階 中会議室3
- ・ 審議希望者報告 8月26日（月）
 - ・ 審議資料提出 9月9日（月）
- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 米子市教育支援委員会 | 10:00～16:50 | 9月26日（木） |
|------------|-------------|----------|
- ・ 就学希望書等の提出 10月17日（木）
- 第3回 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） 4階 中会議室3
- ・ 審議希望者報告 10月22日（火）
 - ・ 審議資料提出 11月1日（金）
- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 米子市教育支援委員会 | 10:00～16:50 | 11月21日（木） |
|------------|-------------|-----------|
- ・ 就学希望書等の提出 12月12日（木）
- 第4回 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） 4階 中会議室3
- ・ 審議希望者報告 12月20日（金）
 - ・ 審議資料提出 1月9日（木）
- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 米子市教育支援委員会 | 10:00～16:50 | 1月23日（木） |
|------------|-------------|----------|
- ・ 就学希望書等の提出 2月13日（木）

※審議対象者（原則）

- 第1回 特別支援学級在籍の6年生全員、医療的ケアの必要な児童生徒
- 第2回 新学齢児及び第1回希望者以外の児童生徒
- 第3回 第1回、第2回で協議できなかった新学齢児、児童生徒

※特別支援学校を希望する場合及び特別支援学級の新設の可能性がある場合は必ず第3回までに審議を受けること、また、新規の申請は3回目までに行うこと。

- 第4回 第1～3回で再審議になった児童生徒、退級を希望する児童生徒

※特別な理由がない限り(転居等)、第4回で新規の児童生徒は対象外

参考

令和6年度鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会の日程
特別支援学校就学予定者、新設の特別支援学級に係る審議

- 第1回 令和6年10月24日（木）（審議資料提出締め切り10月3日（木））
- 第2回 令和6年12月19日（木）（審議資料提出締め切り11月28日（木））
- 第3回 令和7年1月16日（木）（審議資料提出締め切り12月19日（木））

4 教育支援にあたっての留意点

(1) 校内教育支援委員会等支援体制の整備

【医療機関、LD等専門員、特別支援学校等との連携】

- ・児童生徒の可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報提供をする。

【組織的な教育相談体制】

- ・児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を図る。

(2) 保護者との教育相談について

- ・保護者との信頼関係を築きながら、一人一人の可能性を伸ばするという視点で話し合いに臨む姿勢が大切である。
- ・児童生徒の状況やその特性を共有し、教育支援について理解を深める。
- ・特別支援教育の制度等の説明を通して、教育支援委員会の組織や役割等について共通理解を図る。
- ・審議資料の作成や教育支援委員会での審議について了解を得る。
- ・教育支援委員会までに、児童生徒・保護者による特別支援学級・特別支援学校の見学や体験を通して意思確認等を行い、審議資料の作成を行う。
- ・教育支援委員会の判断と保護者の意見が異なった場合は、保護者、学校、市教委とで話し合いを持ち、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校について指導内容、施設、人的体制等を具体的に伝え、本人にとって望ましい学びの場について理解を得るようにする。

(3) 米子市教育支援委員会審議資料の作成について

- ・校内教育支援委員会の判断、診断書、保護者の意見書等に整合性があること。
- ・個人調査書の②の欄には、校内教育支援委員会での判断を記載すること。
- ・米子市教育支援委員会に判断を委ね再度校内で協議する場合はその旨を記載すること。
- ・診断書や知能検査等の準備には時間がかかるので早めに対応すること。
- ・複数の診断名がある場合または障がいによる教育的ニーズが複数ある場合には、それぞれの観察票を作成すること。
- ・特別支援学級の退級を希望する場合も、必ず審議を受けること。通常の審議資料を準備すること。（診断書も必要）
- ・診断書の費用は保護者負担とする。
- ・保護者の意見だけではなく、体験等を通した本人の意思を確認すること。

◎書類の様式データは、全校共用の「学校教育課から全校配布」フォルダ内、または、米子市のホームページ※¹からダウンロードし、必要に応じて活用すること。

※1 トップページ「子育て・教育」→「学校・教育行政」

→ “学校教育課からのお知らせ”の「特別支援教育」

→ 「お子さんの就学について」→「教育関係者のかた向け情報」

(4) 特別支援学校への就学について

- ・特別支援学校を児童生徒の就学先として考える際には、事前に特別支援学校と協議し、その可能性を特別支援学校と共有した上で保護者との就学相談を進めること。
- ・各特別支援学校で開催される説明会や体験を通して教育相談を進めること。

5 特別支援学級にかかる諸帳簿の整備について

① 指導要録 A様式(数値で評価)か B様式(記述で評価)かを確認すること。

- ・**A様式**…当該学年の内容及び下学年適用の場合

※下学年適用の場合→「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄にその旨を記載しておくこと。

→適用した学年の評価基準に基づいて評定をつけること。

- ・**B様式**…知的障がい特別支援学校の各教科等の内容を取り入れる場合

※教育課程によっては、A様式、B様式の両方が必要となる場合があります。

② 出席簿

③ 児童生徒名簿

④ 教育支援関係書類

- ・米子市教育支援委員会の審議資料(観察票、個人調査書、診断書、保護者の意見書)
- ・保護者の就学希望書
- ・米子市教育支援委員会の審議結果
- ・米子市(組合)教育委員会の決定通知
- ・校内教育支援委員会の記録

(個別のファイルに綴じて、過去の記録がすぐにわかるようにしておくといよい)

⑤ 個別の教育支援計画(必ず作成する)

- ・学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために作成すること。
- ・本人、保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールのため、新年度には必ず本人、保護者の思いや願いの聞きとり、支援内容等の情報収集を行った上で、支援目標や関係機関と学校の役割を検討していくこと。

⑥ 自立活動の個別の指導計画(必ず作成する)

- ・自立活動の内容は、児童生徒個々の実態に合わせて設定するため、個別の指導計画を作成すること。

⑦ 各教科等の個別の指導計画(必ず作成する)

- ・当該学年及び、下学年の学習を行う場合、年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加し、記入していく形式でもよい。

⑧ 各教科等の年間指導計画（必ず作成する。単元名のみの題材配当表とは異なる。）

- ・児童生徒が履修している各教科、領域等のすべてのものを作成すること。
- ・当該学年の内容及び下学年適用の場合
学習時期、単元名、目標、学習内容、評価基準等の欄を設けること。
- ・知的障がい特別支援学校の教育課程を選択する場合
学習時期、単元名、目標（つけたい力）、学習内容等の欄を設けること。

「各教科等を合わせた指導」の形態（生活単元学習、作業学習など）を取り入れる場合も、その年間指導計画が必要。

自立活動や各教科等を合わせた指導については、1年間を見通した計画はすぐには立てにくい場合がある。まずは1学期分、あるいは前期分を立てて、児童生徒の様子が分かってきてから、残りの計画を立てていく方法も有効である。

- ・各教科で採択されている教科書について、「教科書給与リスト」等を作成すること。

※諸帳簿については、必要なときにすぐを開いて確認できるよう、インデックスを付ける等、活用しやすくすること。